

公益財団法人愛媛県国際交流協会ホームページリニューアル等業務 企画提案募集（プロポーザル）実施要領

1 目的

この要領は、公益財団法人愛媛県国際交流協会ホームページリニューアル等業務を実施するにあたり、企画提案参加方法及び選定方法について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

公益財団法人愛媛県国際交流協会ホームページリニューアル等業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本企画提案の参加者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て及び会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、当協会と緊密な連絡体制が構築できること。

4 スケジュール

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内容	日付	対応様式
企画提案募集開始	11月8日（金）	—
参加表明書及び質問書提出期限	11月15日（金）	様式1, 2, 4
企画提案書提出期限	11月29日（金）	様式5, 6, 7
審査、審査結果通知	12月上旬（予定）	—
契約	12月中旬（予定）	

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加意向表明書（様式1） 正本1部
- イ 誓約書（様式2） 正本1部
- ウ 会社概要（様式任意、既存のパンフレット等可） 各1部

(2) 提出期限

令和6年11月15日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により「11 問い合わせ先」へ提出すること。

(4) その他

参加を取り下げる場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

6 質問書の提出

(1) 提出書類

質問書（様式4）

(2) 受付期間

令和6年11月15日（金）午後5時まで

※期限を超えて提出された質問は受け付けない。

(3) 提出方法

件名を「プロポーザル質問（公益財団法人愛媛県国際交流協会ホームページリニューアル等業務）」とし、電子メールにより「11 問い合わせ先」へ提出すること。なお、郵送、FAX、電話又は口頭による質問及び受付期間後の質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、全ての参加表明書に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の趣旨について、質問者へ問い合わせを行うことがある。なお、同回答は、実施要領等を補完するものとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式5） 正本1部（押印）
- イ 企画提案書（様式任意） 正本1部、副本5部
 - ・ 形式：原則としてA4判、横書きとする。着色・両面印刷可。
用紙の向きは、横書きでも縦書きでも可。
 - ・ 内容：「仕様書」により提案すること。
 - ・ 構築までのスケジュール管理表を含めること。
- ウ 費用見積書（様式任意） 正本1部、副本5部
 - ・ 見積りに係る明細を明記すること。明細には単価、数量を具体的に明記すること。
- エ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式6） 正本1部、副本5部

- ・ 本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・ 参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

オ 業務実績表（様式7） 正本1部、副本5部

- ・ 委託業務と類似の事業の受注実績（10件以内）について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務の概要を記載すること。

カ 次年度以降の運用に要する参考費用見積書（様式任意） 正本1部、副本5部

(2) 受付期間

令和6年11月29日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により「11 問い合わせ先」へ提出すること。

(4) 公正な企画提案審査の確保

ア 企画提案募集参加者（以下「参加者」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

ウ 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

エ 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 留意事項

ア 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。書類は参加者に無断で二次的な使用は行わない。

ウ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、発注者から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。

エ 企画提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

8 委託先の選定

(1) 選定方法等

企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに、別添「審査基準」に基づき、別途設置する審査会において審査を行う。（プレゼンテーションは実施しない。）

(2) 審査結果

ア 審査対象となったすべての参加者に対し、審査結果を通知する。

イ 審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

(3) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該参加者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

9 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、発注者と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、発注者が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、契約候補者と発注者が委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀参加者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

10 欠格事項

参加者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (2) 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 同一の参加者が二つ以上の提案書を提出した場合
- (5) その他不正な行為があった場合

11 問い合わせ先

公益財団法人愛媛県国際交流協会（担当：濱田）

〒790-0844 愛媛県松山市道後一万1-1

〔電話〕 089-917-5678

〔FAX〕 089-917-5670

〔メールアドレス〕 hamada@epic.or.jp